

大分大学医学部附属病院麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料取扱規程

平成16年4月1日制定

平成16年医学部規程第1-29号

(趣旨)

第1条 大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）、覚せい剤取締法（昭和26年法第252号）及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 麻薬管理者（以下「管理者」という。）とは、大分県知事の免許を受けて、本院で施用され又は施用のため交付される麻薬を管理するものをいい、薬剤部長をもって充てる。
- (2) 麻薬施用者（以下「施用者」という。）とは、大分県知事の免許を受けて、本院で診療上麻薬を施用し、施用のため交付し又は麻薬処方せんを交付する医師又は歯科医師をいう。

(管理者の業務)

第3条 管理者は、法令に定める業務を行うほか、麻薬に関する各種通達等の普及徹底を図るとともに随時各診療科等の管理状況を調査し、適正な麻薬の取扱いについて指導と助言を与えるものとする。

- 2 管理者は、薬剤部薬務管理室の主任薬剤師に、麻薬に関する出納、保管、調剤、届出等の業務の補助をさせることができる。

(麻薬の保管)

第4条 麻薬は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、鍵のかかる堅固な設備内に保管しなければならない。

(麻薬の請求等)

第5条 施用者は、麻薬を請求するときは、本院所定の麻薬処方せん、麻薬注射薬請求票又は麻薬製剤請求票を管理者に提出しなければならない。

- 2 本院における麻薬注射薬の払出しは、原則として麻薬注射薬請求票による一本渡し制とする。ただし、緊急を要する診療科等に一定数の麻薬を仮渡しすることができる。

(施用の記録)

第6条 施用者は、麻薬を施用し、又は麻薬処方せんを交付したときは、診療録及び麻薬施用票に所用事項を記載しなければならない。

(麻薬の返納)

第7条 施用者は交付を受けた麻薬について施用したときは、使用済容器及び使用残液を、施用しなかったときは現品を速やかに管理者に返納しなければならない。

(麻薬事故の届出)

第8条 施用者は、交付を受けた麻薬に滅失、盗取、所在不明、その他の事故が生じたときは、その旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、施用者から届出があった場合は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「省令」という。）第12条の5に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

(麻薬廃棄の届出)

第9条 病院長は、管理者からの報告を受け、保管している麻薬のうち、陳旧麻薬及び破損等に

よりこれを廃棄しようとするときは、省令第10条に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

- 2 病院長は、管理者からの報告を受け、第7条に規定する麻薬を廃棄したときは、省令第12条の6に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

(麻薬中毒者の届出)

第10条 本院の医師は、診療の結果、受診者が麻薬中毒者であると診断したとき又は麻薬中毒者が死亡等転帰したときは、省令第48条に規定する事項を速やかにその者の居住地の都道府県知事に届けなければならない。

(麻薬の年間報告)

第11条 管理者は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に取り扱った麻薬について、法第48条に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

(麻薬の免許申請)

第12条 管理者又は施用者の免許を申請しようとする者は、省令第1条に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

(免許証に関する届出)

第13条 管理者及び施用者は、免許証について次に掲げる事態が生じたときは、省令第4条、第5条又は第6条に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

- (1) 免許証の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 免許証が不必要になったとき。
- (3) 免許証をき損又は亡失したとき。

(向精神薬の保管)

第14条 向精神薬を保管する場所は、医療従事者が常時出入りする等、盗難防止に必要な注意をしている場合以外は、鍵をかけなければならない。

(向精神薬の管理)

第15条 薬剤部長は、本院で施用され又は施用のため交付される向精神薬の管理を行うとともに、法に基づき記録が必要な向精神薬について帳簿に記録しなければならない。

(向精神薬事故の届出)

第16条 医師又は歯科医師は、交付を受けた向精神薬について、事故が生じたときは、直ちに薬剤部長に報告しなければならない。

- 2 薬剤部長は、前項の規定による報告があったとき及び自己の管理する向精神薬について、次の各号に掲げる数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じた場合には、病院長へ報告を行い、病院長は、省令第41条に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。ただし、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合は、すべて届け出なければならない。

- (1) 末、散剤、顆粒剤 100g (包)
- (2) 錠剤、カプセル剤、坐剤 120個
- (3) 注射剤 10A (v)
- (4) 内用液剤 10容器
- (5) 経皮吸収型製剤 10枚

(覚せい剤原料の保管)

第17条 覚せい剤原料は、鍵のかかる堅固な設備内に保管しなければならない。

(覚せい剤原料の管理)

第18条 薬剤部長は、本院で施用され又は施用のため交付される覚せい剤原料の管理を行うとともに、帳簿に記録しなければならない。

（覚せい剤原料廃棄の届出）

第19条 薬剤部長は、保管している覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、病院長へ報告を行い、病院長は、覚せい剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）第13条の2に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

（覚せい剤原料事故の届出）

第20条 医師又は歯科医師は、交付を受けた覚せい剤原料について、事故が生じたときは、直ちに薬剤部長に報告しなければならない。

2 薬剤部長は、前項の規定による報告があったとき及び自己の管理する覚せい剤原料について事故が生じた場合には、病院長へ報告を行い、病院長は、覚せい剤取締法第30条の14に規定する書類を大分県知事に提出しなければならない。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年医学部規程第1－5号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部規程第1－5号）

この規程は、令和3年10月27日から施行する。